



ASAHIKAWA  
CITY

令和8年2月

# こども<sup>★</sup>も<sup>★</sup>誰<sup>★</sup>でも通園制度

## 「総合支援システム」のご利用方法について

令和8年4月以降、国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」  
を活用した利用方法に切り替わります。

※令和7年度より制度を利用されている方の切替えの手続き方法は、郵送で個別にご案内  
予定です。

※切り替え準備に伴い、3月3日以降に申請した方は、令和8年3月中のご利用はできませ  
ん。3月16日から4月1日以降の利用予約が可能となります。

# 国の「総合支援システム」について

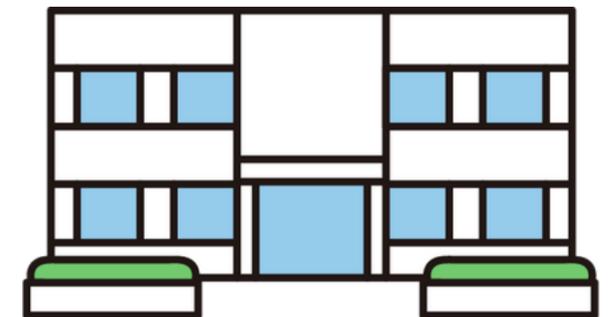
スマートフォンなどの端末を使って、「こども誰でも通園制度」の施設検索や初回面談・利用の予約、登降園管理ができる国のシステムです。



- 施設の検索
- 初回面談やご利用の予約
- QRコードを利用した登降園管理 など



- アカウントの申請・発行
- 利用登録の各種変更手続き など



# 国の「総合支援システム」について

## ○ 令和8年4月1日からの利用の流れ

### 利用登録



- ・「総合支援システム」から利用申請
- ・旭川市が申請内容を確認し、アカウント発行

### 予約・面談



- ・「総合支援システム」で利用したい施設や日時を検索し、予約
- ※初めて利用する施設は初回面談が必要

### 利用



- ・利用当日は、施設が提示するQRコードを「総合支援システム」で読み込み、利用開始及び終了時刻を登録

## ○ 令和8年3月31日までの利用予約・利用方法は以下のとおり

予約方法：利用希望施設へ電話し、日程調整

利用方法：利用登録時に市から郵送される「通園きろく帳」で利用時間を管理

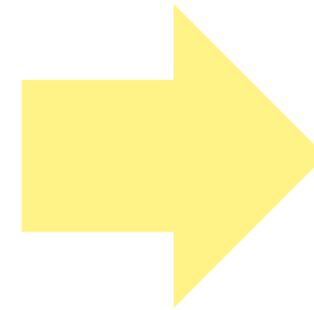
# 国の「総合支援システム」について

## ○ 「総合支援システム」への切り替えの流れ（利用申請）

令和8年3月2日までの申請（市HPより）

①市専用フォームで利用申請  
※3月中の制度利用が可能です。

②総合支援システムで利用申請  
※4月以降の制度利用を希望される方は、総合支援システムのご登録をお願いいたします。  
（登録方法は、①の認定通知に案内文を同封します。）



令和8年3月3日以降の申請（市HPより）

総合支援システムでのみ利用申請  
※利用開始は令和8年4月1日からになります。3月中は制度を利用できません。

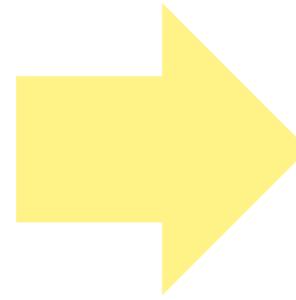
# 国の「総合支援システム」について

## ○ 「総合支援システム」への切り替えの流れ（利用予約・時間枠管理）

令和8年3月31日までの利用分

利用希望施設へ電話予約

「通園きろく帳」で管理



令和8年4月1日以降の利用分

総合支援システムで予約  
(3月16日から4月分の予約が可能になります。)

総合支援システムで管理

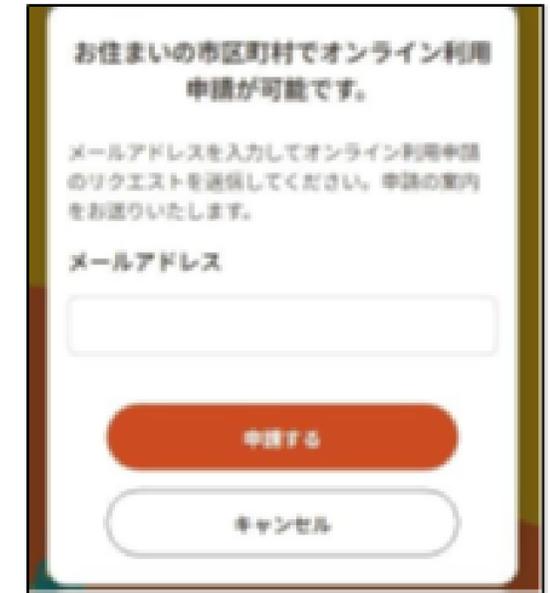
# ご利用の流れ

## ① 利用申請（原則オンライン）

- ・「**こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイト**」にアクセスし、利用申請を行います。
- ・アクセス後、「利用申請画面」で都道府県は「北海道」、市区町村は「旭川市」を選択してください。申請案内を受け取るメールアドレスを入力後、「利用申請URLのお知らせ」のメールが送信されます。メール内に記載されているURLにアクセスし、申請者情報を入力してください。



▲申請画面  
(市区町村の選択)



▲申請画面  
(メールアドレスの入力)



◀申請画面  
(申請者情報の入力)

- ・オンライン手続きが難しい場合は、書面での利用申請も可能です。保育課窓口（7条通9丁目旭川市総合庁舎3階）にて、お手続きください。

# ご利用の流れ

## ② アカウント発行

- ・申請内容を旭川市が確認後、アカウントが発行されます。（申請から1～2週間程度）
- ・**アカウント登録完了メール**が送信されますので、**パスワードリセット**を行ってください。

※令和7年度から制度を利用されている方につきましても、システム利用のため、改めて利用申請をお願いいたします。

※申請から15日以上メールが届かない場合、旭川市こども保育課（0166-25-9106）までご連絡ください。

## ③ 利用者情報の登録

- ・ログイン後、メニューもしくはホーム画面のサイトメニューから「**利用者情報管理**」をクリックしてください。
- ・「利用者情報管理」画面から情報を更新する利用者（保護者）もしくはお子様の名前を選択し、必要な情報を正確に入力してください。



▲②パスワードリセット画面



▲③サイトメニュー画面

# ご利用の流れ

## ④ 施設の検索

- ・利用可能な施設については、システムから**現住所、キーワード**などで検索が可能です。

## ⑤ 初回面談の予約

- ・ご利用を希望する施設が決まった場合は、安全にお預かりを行うための生活状況の聞き取りなど、**初回面談**を行います。面談の希望日をシステムへご入力ください。
- ・面談後、施設が面談結果を登録し受け入れが確定すると、施設の予約が可能になります。

※令和7年度から制度を利用されており、面談がすでに完了している場合、再度の面談は不要ですが、システム上（事前面談の）「希望日時」の欄に入力しないと進めないため、「すでに初回面談は実施済みです。」と枠内に記入して初回面談の予約をシステムから行ってください、



▲④施設検索の画面

▲⑤面談申し込みの画面

※令和7年度までに初回面談が済んでいる方は、『すでに初回面談は実施済みです。』とこの部分に入力してください。

## ⑥ 利用の予約

- ・施設で受け入れが確定した後、利用が可能となります。
- ・利用には、以下の2つの方法があります。施設によって予約方法が異なりますので、予め市のホームページなどで御確認ください。

### 【柔軟利用の予約】

- ・園が設定した利用可能枠に、利用者ご自身でシステムに利用登録を行います。施設が確定処理を行うと、予約が確定します。

### 【定期利用の予約】

- ・システムで定期利用の申し込みを行います。システム外（電話など）で施設と頻度や時間を調整した後、施設がシステム上で予約枠を作成し、代理予約を行います。

柔軟利用をご希望の方

以下の空き状況カレンダーからご希望の日付・時間帯をお選びのうえ、お手続きください。  
※ 定期的な利用の空き状況については、下記カレンダーには表示されていません。

	10月	11火	12水	13木	14金	15土	16日
8:00							5
8:30							5

▲柔軟利用の申し込み画面

施設詳細

利用をご希望のお子さま **必須**

ご利用を希望されるお子さまをお選びください。

選択する →

定期的な利用をご希望の方

本施設では、曜日・時間を固定してご利用いただくための枠を設けております。  
以下の「施設からのコメント」をご確認のうえ、定期的な利用を申請してください。  
※ 定期的な利用を申請いただく場合、画面下部のカレンダーで選んだ日付・時間はクリアされます。

施設からのコメント

定期的な利用を申請する →

▲定期利用の申し込み画面

## ⑦ 利用開始・終了時刻の登録

- 利用当日、登園時に施設で掲示されたQRコードを読み込むことで、利用開始登録ができます。
- 降園時は、登園時と同様に、QRコードを読み込むことで、利用終了の登録ができます。
- 利用料や給食費の実費等の支払いについては、施設によって異なりますので、施設にご確認ください。



▲登降園管理のQRコードのイメージ

## ⑧ 留意事項

- 利用可能時間、給食提供の可否などは施設で異なります。
- 利用日直前のキャンセルは利用枠が消費されます。(詳細は施設ページ「基本情報」のキャンセルポリシー参照)
- 月10時間の範囲内であれば、複数の施設を利用できます。(初回面談は施設ごとに必要になります。)
- 施設との面談において、集団保育が著しく困難であると判断される場合など、利用できない場合があります。
- 総合支援システムの操作方法でご不明な点がございましたら、システム内「お問い合わせ窓口」へご連絡ください。

## 旭川市公式ホームページ



- ・ 制度の内容や実施施設などについて、ご確認いただけます。
- ・ オンライン以外で手続きされる場合の、申請書などのダウンロードができます。

## こども家庭庁ホームページ



- ・ こども家庭庁の本制度の公式ホームページになります。
- ・ システム操作に係る動画などを閲覧できます。

## こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイト



- ・ 本制度のポータルサイトになります。
- ・ 利用登録のオンライン申請などはこちらから行います。
- ・ 登録完了後、「マイページ」へのログイン画面にもこちらから進むことができます。

# お問い合わせ

## システムの操作方法について

総合支援システム内のお客さまサポートメニューにあります、  
「お問い合わせフォーム」にてお問い合わせください。

※フォームの受付は24時間365日行っています。

なお、お問い合わせ内容や状況によっては、回答までに数日かかる場合があります。

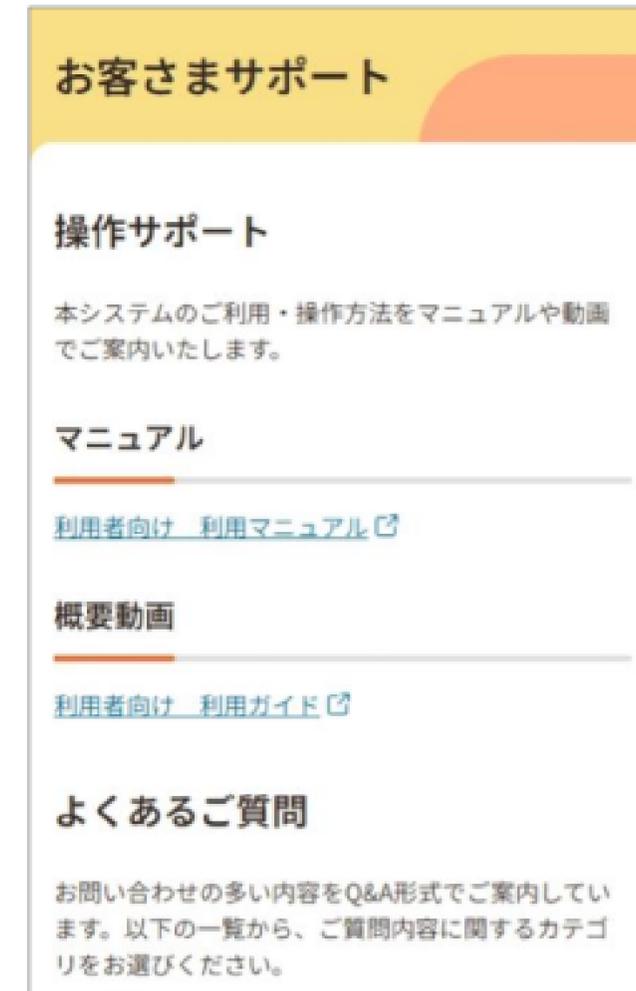
## 制度詳細について

### 旭川市こども保育課

☎ 0166-25-9106（平日8時45分～17時15分）

〒070-8525

旭川市7条通9丁目旭川市総合庁舎3階



▲お客さまサポート画面